

一般社団法人日本歯科医学教育学会 表彰制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本歯科医学教育学会（以下「本会」という。）定款第3条に基づき、歯科医学教育の分野において優れた業績があった本会会員の表彰に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 表彰には次の賞を設ける。

- (1) 日本歯科医学教育学会 教育システム開発賞（以下「教育システム開発賞」という。）
- (2) 日本歯科医学教育学会 優秀論文賞（以下「優秀論文賞」という。）
- (3) 日本歯科医学教育学会 歯学教育優秀賞（以下「歯学教育優秀賞」という。）
- (4) 日本歯科医学教育学会 国際学会研究発表奨励賞（以下「国際奨励賞」という。）

(審査対象)

第3条 前条の各賞の審査対象は、次のとおりとする。

- (1) 教育システム開発賞
新たに開発された独創的な優れた教育システムで、応募年度の本会学術大会で発表されたもの。
- (2) 優秀論文賞
応募年度の歯科医学教育関係の和文および英文誌（オンラインジャーナルを含む）に掲載された原著論文
- (3) 歯学教育優秀賞
歯科医学教育への取組や活動実績が顕著であり、その個人の将来的な発展が強く期待される若手教育者の業績
- (4) 国際奨励賞
海外で開催される国際学会において、日本の歯科医学教育に関する研究発表として採択された演題で、口演及びポスター発表ともに可とする。

(資格)

第4条 各賞は、次の各号に該当する者に授与する。

- (1) 教育システム開発賞
本会会員であり、前条第1号に該当する個人又はグループ
- (2) 優秀論文賞
本会会員であり、前条第2号の原著論文の筆頭著者
- (3) 歯学教育優秀賞
本会会員であり、前条第3号に該当する個人
- (4) 国際奨励賞
本会会員であり、前条第4号に該当する筆頭の研究者かつ発表者

(推薦・応募)

第5条 前条第2号及び第3号の賞への応募は、それぞれ次の推薦を必要とする。

- (1) 優秀論文賞への応募は、本会代議員の推薦を必要とする。
- (2) 歯学教育優秀賞への応募は、本会代議員の推薦を必要とする。

(授賞数)

第6条 各賞の授賞数は、以下のとおりとする。

- (1) 本規程第2条第1号及び第3号の賞は、毎年度各1とする。
- (2) 本規程第2条第2号の賞は、毎年度2以内とする。
- (3) 本規程第2条第4号の賞は、毎年度3以内とする。

(選考)

第7条 各賞の選考委員会は、毎年度設置するものとし、選考委員については別に定める。

(決定)

第8条 前条により選出された受賞候補者は、理事会の議を経て、受賞者と決定する。

(表彰)

第9条 各賞の受賞者には、表彰盾及び副賞を毎年の学術大会時に授与する。

(その他)

第10条 この規程の実施に必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月15日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月10日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月5日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月9日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月30日から一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月18日から一部改正し、施行する。